

岩手県告示第563号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により、^{かくたん}喀痰吸引等研修を行う事業所を次のとおり登録した。

平成24年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

事業者の名称又は氏名	事業者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
合同会社ほのか	盛岡市西青山三丁目 10番64号	ヘルパーステーション ほのか	盛岡市中堤町8番6号 藤本アパート1号	平成24年8月7日